

資料 3

令和 7 年度 第 1 回福島県国民健康保険運営協議会

令和 8 年度国保事業費納付金等の算定方法について

福島県保健福祉部
国民健康保険課

令和 7 年 9 月 1 0 日

目 次

- 1 国保事業費納付金・標準保険料率の概要
- 2 納付金等算定方法概要
- 3 被保険者数の推計（コーホート要因法）について
- 4 国保事業費納付金等の算定方法について（医療・後期・介護分）
- 5 子ども・子育て支援納付金について
- 6 県財政安定化基金(財政調整事業分)の活用について(案)
- 7 令和8年度の公費の配分等

1 国保事業費納付金・標準保険料率の概要

(1) 国民健康保険事業費納付金（以下、「納付金」という。）

国民健康保険法第75条の7(国民健康保険事業費納付金の徴収及び納付義務)に基づく

- ・ 保険給付費等交付金やその他国民健康保険事業に要する費用に充てるため、都道府県は市町村から国民健康保険事業費納付金を徴収する
- ・ 市町村は国民健康保険事業費納付金を納付しなければならない

(2) 標準保険料率とは

国民健康保険法第82条の3(標準保険料率)に基づく

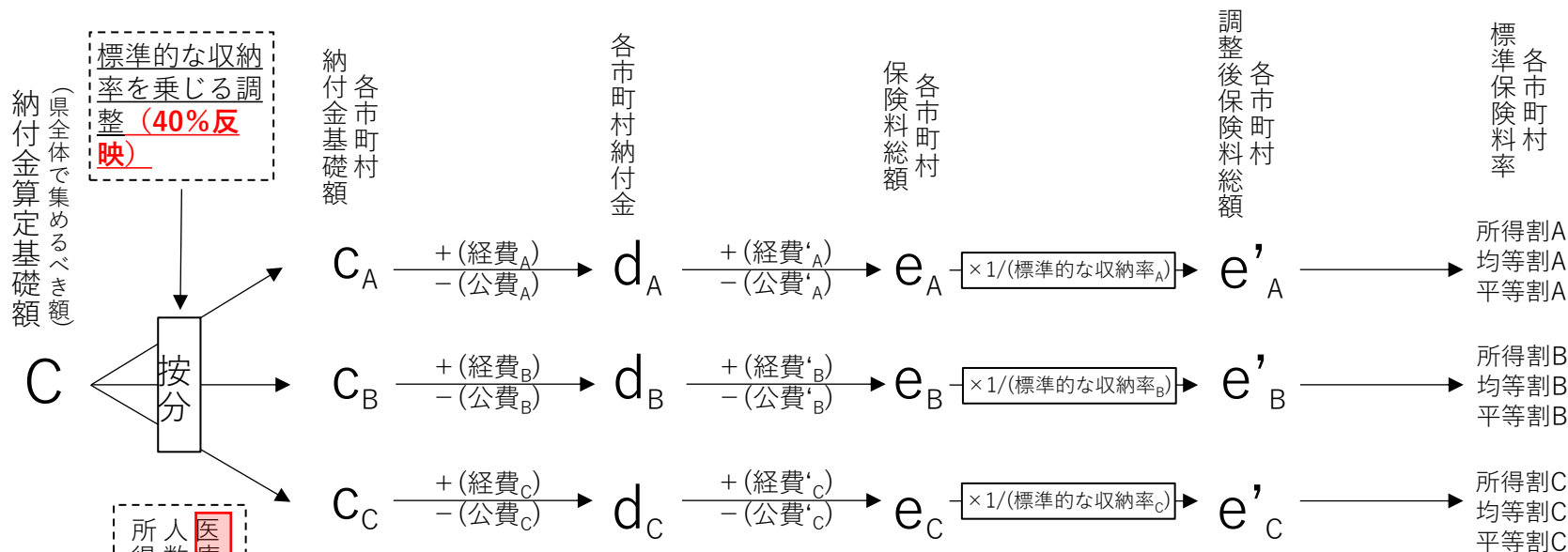
- ・ 都道府県は毎年度、市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す数値（市町村標準保険料率）と全ての市町村の保険料率の標準的な水準を表す数値（都道府県標準保険料率）を算定し、市町村に通知し、公表する
 - ⇒ 市町村が保険料率を決定する際には、県が示す標準保険料率等を参考に検討することとなる
 - ⇒ 本県においては、令和11年度を保険料（税）水準統一の目標年度として、検討を進めている

(3) 令和8年度国保事業費納付金等算定のスケジュール（予定）

- ・ R7.8 … 連携会議において、算定方法等の方針を説明
- ・ R7.11 … （仮算定実施）WG・連携会議において仮算定結果及び本算定の算定方法等について協議
- ・ R7.12 … 福島県国保運営協議会において、仮算定結果を説明し本算定の算定方法等について決定
- ・ R8.1 … （本算定実施）WGにおいて本算定結果等について協議
- ・ R8.2 … 連携会議において本算定結果等について協議、本算定結果を提示

2 納付金等算定方法概要（ケース：A・B・Cの3町）

R8年度納付金等算定時



各市町村の納付金基礎額（c）の算定

$$c = C \times \left\{ \frac{\beta}{1+\beta} x + \frac{1}{1+\beta} y \right\} \times \left\{ 1 + \alpha (\text{医療費指数} - 1) \right\} \times \left\{ 1 + \delta (\text{標準的な収納率} - 1) \right\} \times \gamma$$

所得・被保険者数について各市町村のシェアを反映

医療費指数の高低を納付金へ反映 ※医療分のみ

収納率の高低を納付金へ（δにより段階的に）反映 ※福島県独自

C：納付金算定基礎額（県全体で集めるべき額）

x：当該市町村における所得のシェア

y：当該市町村における人数のシェア

α：医療費指数反映係数

β：所得係数（応能割：応益割）

γ：調整係数

δ：標準的な収納率反映係数

【統一に向けた係数調整】

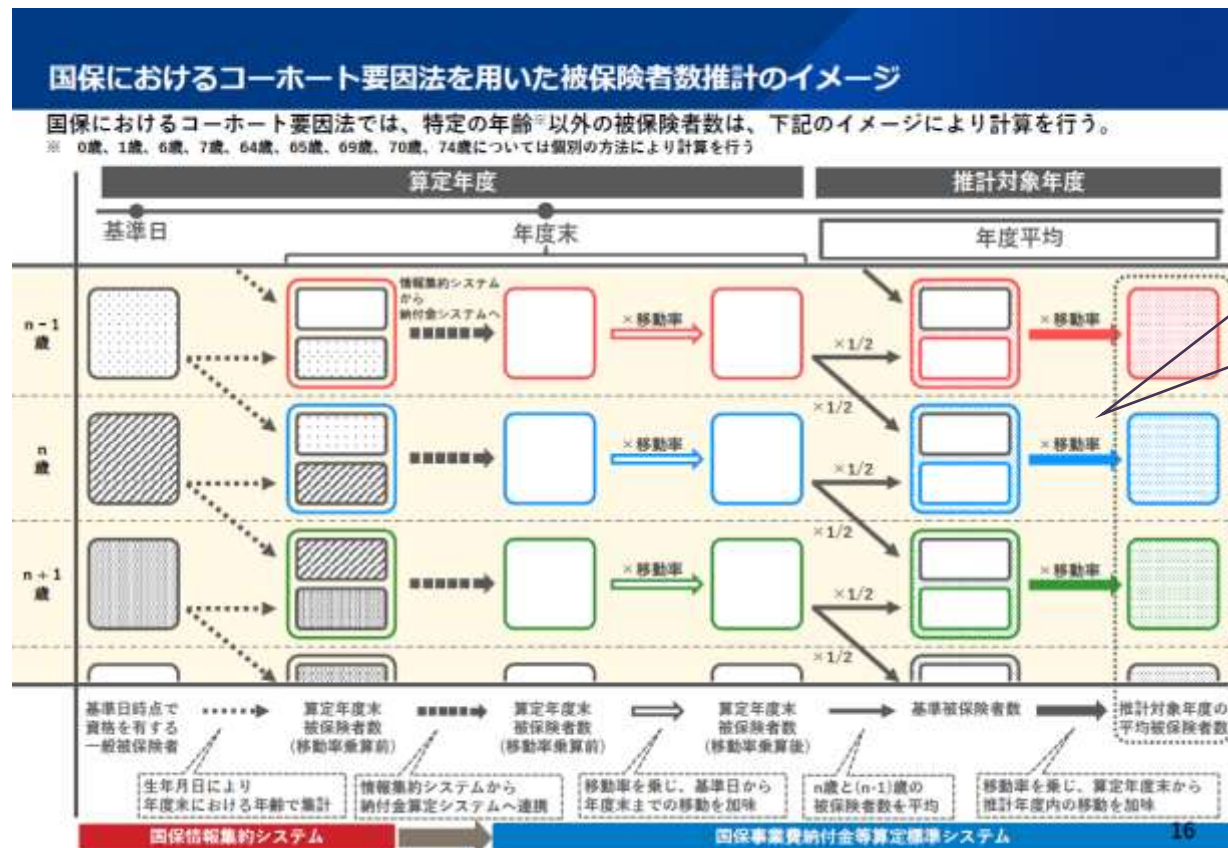
	R6	R7	R8	R9	R10	R11
α	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2	0.0
δ	0.0	0.2	0.4	0.6	0.8	1.0
β	R6年度からは、納付金・標準保険料率の双方を算定する際に、国が示すβ値を採用。					

3 被保険者数の推計（コーホート要因法）について

（１）被保険者数の推計について

- ・ 例年用いているコーホート要因法により推計する
- ・ R5年度末に全ての団塊の世代が後期高齢者へ移行した点について留意する

（２）コーホート要因法のイメージ（国による納付金等仮係数関係通知の参考資料より抜粋）



基準となる被保険者数に移動率を乗じることにより、推計年度におけるn歳の被保険者数をそれぞれ推計する

4 国保事業費納付金等の算定方法について（医療・後期・介護分）

（1）医療・後期・介護分 共通事項

【納付金の算定方法（c → d）】

項目	算定方法
算定方式	県全体で集めるべき額(C)を $\frac{\text{応能(所得)シェア} \cdot \text{応益(人数)シェア}}{\text{県全体で集めるべき額(C)}}$ により各市町村に按分
所得係数 β	国が示す β（全国平均と比較した本県の所得水準） ⇒ 国が示す $\beta = \frac{\text{県の1人当たり所得}}{\text{全国平均の1人当たり所得}}$ （参考：R7年度本算定時医療分 $\beta = 0.8446\cdots \Rightarrow \text{応能} : \text{応益} = 45.8 : 54.2$） ⇒ 納付金等ガイドライン抜粋「…応能分で集める割合を調整することで、所得の低い都道府県における所得水準の高い市町村に過度な応能割分の納付金負担が課せられたり、逆に所得の高い都道府県における所得水準の低い市町村に過度な応益割分の納付金負担が課せられたりすることがないように調整が行われ、ひいては公平・適切な保険料負担となる。」
収納率反映係数 δ （デ ルタ）	$\delta = 0.4$（標準的な収納率を納付金の高低に反映させる度合いを40%とする） ⇒ 保険料（税）水準統一に向け、R7年度から0.2ずつ引き上げ、R11年度には $\delta = 1$ とする
標準的な収納率	R4～6年度の被保険者規模別平均収納率を設定 ⇒ 被保険者規模区分は、運営方針に定める目標収納率における被保険者規模区分に合わせて設定する。 ⇒ 特定年度に生じた収納率の変動の影響を受けにくくするため、直近3か年の平均収納率を設定する。 ⇒ 被災10市町村は、減免額をそのまま調定額・収納額として取り扱い、実際の調定額及び収納額に加算する。（南相馬市・広野町・楡葉町・富岡町・川内村・大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村・飯舘村）

4 国保事業費納付金等の算定方法について（医療・後期・介護分）

【保険料総額、標準保険料率の算定方法（ $d \rightarrow e \rightarrow e' \rightarrow$ 標準保険料率）】

項目	算定方法
算定方式	所得割・均等割・平等割の3方式 $\Rightarrow$ 所得割 … 応能割に該当 $\Rightarrow$ 均等割・平等割 … 応益割に該当
応能割と応益割	国が示す β （納付金算定と同様の値）により「応能割：応益割」を決定
均等割と平等割の割合	均等割：平等割 = 35：15
賦課割合	所得割：均等割：平等割 = $\beta / (\beta + 1) : 0.7 / (\beta + 1) : 0.3 / (\beta + 1)$ （例） $\beta = 1$ の場合 1：0.7：0.3（50：35：15）
標準的な収納率	R4～6年度の被保険者規模別平均収納率を設定（納付金算定と同様）
賦課限度額	医療分：66万円 後期分：26万円 介護分：17万円

4 国保事業費納付金等の算定方法について（医療・後期・介護分）

（2）医療分について（共通部分除く）

【診療費総額の推計方法】 県全体で必要な保険給付費総額の算出に必要な

項目	推計方法
1人あたり診療費	・ 昨年度の納付金等算定時に用いた推計結果と実績値を比較・検証した上で、国が示す推計方法を検討し、適切な推計方法を選択する ・ 県が選択した推計方法で仮算定を行い、仮算定結果に基づき、協議する
診療費総額	・ 市町村ごとに、上記により推計した1人あたり診療費と、コーホート要因法により推計した被保険者数を乗じることにより算出する

【納付金の算定方法（c → d）】

項目	算定方法
医療費指数反映係数 α	$\alpha = 0.6$（医療費指数を納付金額に反映させる度合いを60%とし、40%分は県全体で支え合う） ⇒ 保険料（税）水準統一に向け、R7年度から値を0.2ずつ引き下げ、R11年度には $\alpha = 0$ とする
高額医療費・特別高額医療費の共同負担	高額医療費（レセプト1件当たり90万超の部分）… 共同負担としない 特別高額医療費（1件当たり420万円超のレセプトのうち200万円超の部分）… 共同負担とする 共同負担：年齢調整後の医療費指数を算出する際に、高額医療費や特別高額医療費に係る部分を、当該市町村の実績の1人当たり医療費を用いるのではなく、都道府県単位の実績の1人あたり医療費を用いること ⇒（県運営方針抜粋）本県では高額医療費の共同負担は行わないことを基本とし、小規模市町村において著しく高額な医療費が発生した場合のリスクに対して、県全体で共同負担する仕組みや激変緩和措置等、必要に応じた対応を市町村と協議する ⇒ 保険料（税）水準を統一する場合、高額医療費及び特別高額医療費は共同負担する状態となる（共同負担しない状態で医療費指数を算定したとしても、$\alpha = 0$ となるため、共同負担しないことによる影響が出ない）

4 国保事業費納付金等の算定方法について（医療・後期・介護分）

【県全体の費用として取扱う項目】 ※赤字の項目は、統一に向けてR8年度から県単位化するもの

	項目
経費（＋） 県全体の歳出	・保険給付費(医療費) ・前期高齢者納付金 ・前期高齢者関係事務費拠出金 ・特別高額医療費共同事業拠出金 ・県の事業費 ・審査支払手数料(療養費分含む) ・出産育児諸費 ・葬祭諸費
公費（－） 県全体の歳入	・前期高齢者交付金 ・療養給付費等負担金 ・国普通調整交付金 ・都道府県繰入金(1号) ・高額医療費負担金(国・県) ・特別高額医療費共同事業交付金 ・特別高額医療費共同事業負担金 ・保険者努力支援制度(県) ・出産育児交付金交付見込額 ・地方単独事業助成分(子どもの医療費市町村一般会計繰入金) ・特別調整交付金(20歳未満の被保険者) ・出産育児一時金(法定繰入分) ・高額医療費負担金 ・財政安定化支援事業(負担能力) ・財政安定化支援事業(年齢構成)

【市町村個別の費用として取扱う項目】 ※統一の例外としている項目含む

	項目
経費（＋） 県全体の歳出	・地方単独事業の減額調整分 ・保健事業費 ・直診勘定繰出金(※例外) ・条例減免に要する費用 ・特定健診等に要する費用
公費（－） 県全体の歳入	・保険者支援制度(医療分) ・算定可能な特別調整交付金 ・算定可能な都道府県繰入金2号分 ・保険者努力支援制度(取組評価分) ・特定健診等負担金 ・過年度の保険料収納見込 ・法定外一般会計繰入金(補填目的以外)の一部(※一部例外) ・保健事業関係(公費)(※例外)

4 国保事業費納付金等の算定方法について（医療・後期・介護分）

（3）後期高齢者支援金分について

【県全体の費用として取扱う項目】

	項目
経費（＋） 県全体の歳出	・ 後期高齢者支援金 ・ 後期高齢者関係事務費拠出金 ・ 病床支援金等
公費（－） 県全体の歳入	・ 後期高齢者支援金負担金 ・ 国普通調整交付金 ・ 都道府県繰入金(1号)

【市町村個別の費用として取扱う項目】

	項目
経費（＋） 県全体の歳出	・ 条例減免に要する費用(後期分)
公費（－） 県全体の歳入	・ 保険者支援制度(後期分) ・ 過年度の保険料収納見込

4 国保事業費納付金等の算定方法について（医療・後期・介護分）

（4）介護納付金分について

【県全体の費用として取扱う項目】

	項目
経費（＋） 県全体の歳出	・ 介護納付金
公費（－） 県全体の歳入	・ 介護納付金負担金 ・ 国普通調整交付金 ・ 都道府県繰入金(1号)

【市町村個別の費用として取扱う項目】

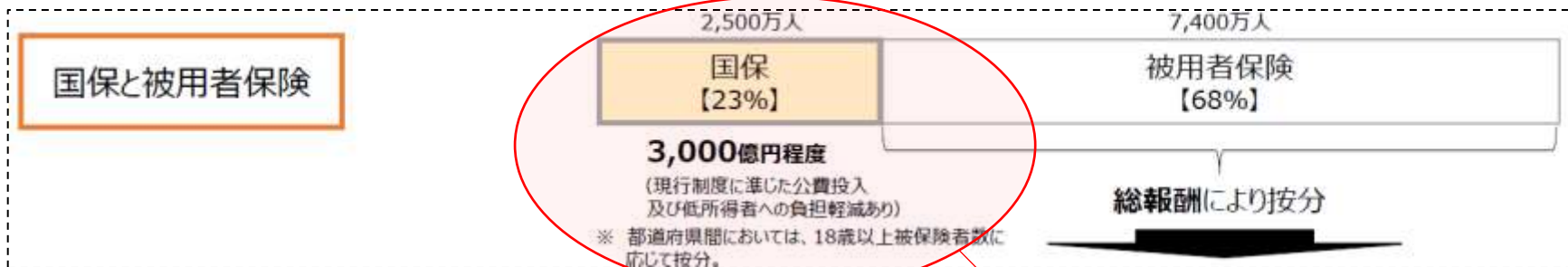
	項目
経費（＋） 県全体の歳出	・ 条例減免に要する費用(介護分)
公費（－） 県全体の歳入	・ 保険者支援制度(介護分) ・ 過年度の保険料収納見込

5 子ども・子育て支援納付金について

(1) 標準保険料率の算定方針(案)

国から示される子ども・子育て支援金の額に応じて、介護分等と同様、所得割・均等割・平等割の3方式として算定することとしてはどうか。

(2) R7.3.13 全国国保主管課長会議資料より抜粋 (※現時点で詳細は示されていない)



子ども・子育て支援金に関する試算 (医療保険加入者一人当たり平均月額)

	加入者一人当たり支援金額			(参考) 加入者一人当たり 医療保険料額 (令和3年度実績) (②)	(参考) ①/②
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額(①)		
全制度平均	250円	350円	450円	9,500円	4.7%
被用者保険	300円 (参考) 被保険者一人当たり 450円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 600円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 800円	10,800円 (参考) 被保険者一人当たり 12,800円	4.5%
協会けんぽ	250円 (参考) 被保険者一人当たり 400円	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	10,200円 (参考) 被保険者一人当たり 10,200円	4.3%
健保組合	300円 (参考) 被保険者一人当たり 500円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 850円	11,300円 (参考) 被保険者一人当たり 11,300円	4.6%
共済組合	350円 (参考) 被保険者一人当たり 500円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 750円	600円 (参考) 被保険者一人当たり 900円	11,800円 (参考) 被保険者一人当たり 21,600円	4.9%
国民健康保険 (市町村国保)	250円 (参考) 一般世帯当たり 350円	300円 (参考) 一般世帯当たり 450円	400円 (参考) 一般世帯当たり 600円	7,400円 (参考) 一般世帯当たり 11,300円	5.3%
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円	6,300円	5.3%

上記では、現行制度に準じた公費投入等について記載されているため、仮に介護分と同様の公費投入等がある場合、支援金総額の約50%に対して公費等が充当されることとなる。
つまり、上記の概算によると、
 $3,000\text{億円} / 2,500\text{万人} = (\text{年間})12,000\text{円/人}$
となるため、その50%が公費等により賄われるとすると、1人あたり年間約6,000円の負担となる。
一方、左記ではR8年度見込みでは月額250円/人となっており、年間3,000円/人となる計算。R10年度までに負担額が増加することを踏まえても、上記の計算とは一致しない。

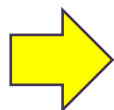


国から詳細が示されるのは、納付金等仮算定に係る係数が示される10月末～11月初め頃になる想定

6 県財政安定化基金(財政調整事業分)の活用について(案)

(1) 方針(案)

- ・ 資料3において、R8年度における活用可能限度額は現時点で28.3億円としている
- ・ 上記方針とした場合、R8年度に、28.3億円のうちのどの程度活用するかについては、納付金等算定の結果を踏まえて別途検討することとしてはどうか



上記方針(案)については、WG納付金班において複数回協議し、7月開催時に合意を得たもの

(2) 今後の進め方

時期	会議	内容
8月	連携会議	方針(案)について説明
10月	方部別意見交換会・課長会議	方針(案)について説明
11月～	WG・連携会議	方針(案)に沿って納付金等算定を実施、合意を得る

7 令和8年度の公費の配分等

(1) 財政調整機能の強化（国による普通調整交付金+特別調整交付金）

全国高齢者医療・国民健康保険主管課（部）長及び後期高齢者医療広域連合事務局長会議資料参考

- ・ 令和 7 年度は、普通調整交付金600億円、特別調整交付金200億円(都道府県分・市町村分共に100億円)の総額800億円規模であった
- ⇒ 令和 8 年度分については今後国から示される予定

(2) 保険者努力支援制度

全国高齢者医療・国民健康保険主管課（部）長及び後期高齢者医療広域連合事務局長会議資料参考

- ・ 令和 7 年度は、総額としては令和 6 年度同額の1,000億円規模であった(別途、特別調整交付金により)。内訳としては、都道府県分が令和6年度比で100億増の600億円、市町村分が100億減の400億円であった
- ⇒ 令和 8 年度分については今後国から示される予定。
- ⇒ 当該公費は、都道府県単位化の趣旨を踏まえ、改革施行後の状況を見つつ、徐々に都道府県分重視の仕組みに見直していくこととして検討が進められている。
- ・ 本県においては、保険者努力支援制度のうち取組評価分について、令和 6 年度までは指標の区分によって市町村に重点的に再配分していたが、保険料（税）水準統一に向けた経費・公費の県単位化を進めるため、令和 7 年度からは全額を県全体の公費として差し引くこととしている。

(3) 県繰入金

- ・ 県 1 号繰入金は、保険給付費等の 9 %分の金額（県当初予算額）から、県 2 号繰入金額（見込額）を差し引いて算出し、納付金算定の際に差し引く。
- ・ 県2号繰入金のうち、標準保険料率算定の際、翌年度の交付額を算定することが可能な分（以下「算定可能分」という。）を市町村ごとの「標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）」算定時に減算できるとされており、令和 8 年度も令和 7 年度同様、算定可能分を標準保険料率算定の際に差し引く。なお、算定可能分については、保険料（税）水準統一に向けて段階的に縮小することとして検討を進めている。